

令和5年(行ウ)第7号 「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

被告第5準備書面

令和6年6月21日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人

弁護士 野村 雅



同

弁護士 中山 修



同復代理人

弁護士 今崎 光 智



同復代理人

弁護士 横澤 秀 明



知事が使用した公用車に係る燃料代の支出の手続について

1 山口県石油協同組合は、令和4年5月11日、山口県との令和4年4月1日付自動車燃料にかかる物品売買契約に基づき、山口県知事に対し、集中管理自動車の使用に係る、令和4年4月分の燃料代として、29万9259円を請求した(乙19号証)。

これは、物品管理課が集中管理する自動車30台分(山口県庁用自動車管理規

則2条6号。本件の公用車を含む。)の4月分の燃料代である。

2 物品管理課長による関係各課への経費の通知

物品管理課長は、山口県庁用自動車管理規則13条1項(乙15号証)に基づき、上記1項の請求について、所属別の経費を算定し、秘書課を含む関係各課に対し、当該経費を通知した(乙20号証)。

なお、物品管理課では、山口県庁用自動車管理規則2条6号に基づく集中管理自動車30台を管理している。そして、同課では、この30台を、狭義の「集中管理自動車」(バスや来客送迎車等、計10台)と、「共同利用自動車」(職員が運転する、各課共同利用の自動車、計20台)にさらに区分して、運用・管理を行っている。本件の公用車は、狭義の「集中管理自動車」に属する。

3 秘書課長は、2項の請求内容を確認し、山口県知事の支出負担行為等について決裁権限を有する給与厚生課に提出した。

4 支出負担行為

燃料代の請求を受けた山口県知事は、令和4年5月20日、会計規則47、49条及び別表5(甲)に基づき、当該燃料代の支出負担行為を行った。

なお、当該支出負担行為は、支出負担行為の決裁権限を有する、給与厚生課旅費報酬班の泉班長(当時)の決裁により行った。

5 支出命令

山口県知事は、令和4年5月20日、会計規則56条に基づき、当該燃料代の支出について、会計管理者に支出命令を行った。

当該支出命令は、支出命令の決裁権限を有する、給与厚生課旅費報酬班の泉班長(当時)の決裁により行った。

また、当該支出命令は、後記6項による支出命令の確認等の決裁権限を有する会計課（兼）給与厚生課経理班の浦山班長（当時）が受けた。

6 支出負担行為の確認、及び支出命令の審査・確認

令和4年5月20日、会計管理者は、会計規則52条に基づき、当該支出負担行為の確認をし、会計規則57条に基づき、当該支出命令の審査・確認をし、支払手続を行った（乙21号証）。

なお、当該支出負担行為の確認及び当該支出命令の審査・確認は、会計課（兼）給与厚生課経理班の浦山班長（当時）の決裁により行った。

7 燃料代の支出

会計管理者は、令和4年6月8日、会計規則75条の口座振替の方法により、山口県石油協同組合に燃料代1万3104円を支払った（乙21号証）。

以上